

決 定

申立人(基本事件原告)

金沢市広坂1丁目1番1号 金沢市役所内

相手方 自由民主党金沢・市民会議経理責任者

玉 野 道

同 所

相手方 かなざわ議員会経理責任者

北 篇 司

主 文

- 1 相手方玉野道は、自由民主党金沢・市民会議の平成15年度政務調査費に係る会計帳簿のうち「会議費」項目に該当する支出が記載されている部分及び同支出に関する領収書等を提出せよ。
- 2 相手方北篇司は、かなざわ議員会の平成15年度政務調査費に係る会計帳簿のうち「会議費」項目に該当する支出が記載されている部分及び同支出に関する領収書等を提出せよ。
- 3 申立人の相手方らに対するその余の各申立てをいずれも却下する。

理 由

第1 申立ての趣旨及び理由

申立人の本件申立ての趣旨は、相手方玉野道に対しては自由民主党金沢・市民会議について、相手方北篇司に対してはかなざわ議員会について、それぞれ、①平成15年度政務調査費の「会議費」項目に該当する個々の支出が記載されている会計帳簿(以下「本件文書①」という。), ②平成15年度政務調査費の「会議費」項目に該当する個々の支出であることを証明する領収書等(領収書, 受取書その他書面の表題の如何にかかわらず,

金銭の支払を証する書面。以下「本件文書②」という。), ③平成15年度政務調査費の「会議費」項目に該当する個々の支出が会議のための経費であることを疎明できる議事録等(以下「本件文書③」という。)の各提出を命じる旨の裁判を求めるというのであり, その理由は, 別紙「文書提出命令申立書」に記載のとおりであるが, 要するに, 金沢市議会の会派である自由民主党金沢・市民会議及びかなざわ議員会がした平成15年度政務調査費の「会議費」項目の支出が違法支出であることを立証するために, 本件文書①ないし③を証拠とする必要があり, これらの文書は, 民訴法220条4号に該当するというのである。

第2 当裁判所の判断

- 1 地方自治法100条は, 政務調査費の交付につき, 普通地方公共団体は, 条例の定めるところにより, その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として, その議会における会派又は議員に対し, 政務調査費を交付することができ, この場合において, 当該政務調査費の交付の対象, 額及び交付の方法は, 条例で定めなければならないと規定した上(13項), 「政務調査費の交付を受けた会派又は議員は, 条例の定めるところにより, 当該政務調査費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする」こと(14項)を規定している。これらの規定による政務調査費の制度は, 地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律の施行により, 地方公共団体の自己決定権や自己責任が拡大し, その議会の担う役割がますます重要なものとなってきていることにかんがみ, 議会の審議能力を強化し, 議員の調査研究活動の基盤の充実を図るため, 議会における会派又は議員に対する調査研究の費用等の助成を制度化し, 併せてその使途の透明性を確保しようとしたものである。

同条の委任を受け, 金沢市は, 「金沢市議会政務調査費の交付に関する条例」(平成13年3月23日条例第2号。以下「本件条例」という。)

を制定した。本件条例によれば、金沢市議会の会派等は、交付を受けた政務調査費の経理を明確に行うため、経理責任者を置かなければならず、経理責任者は、政務調査費に係る会計帳簿を調製し、領収書等を整理するとともに、これらの書類を、各会派が政務調査費に係る収支報告書を議長に提出すべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保管しなければならないものとされている（10条）。また、議長は、政務調査費の適正な運用を期するため、会派等の代表者から上記収支報告書の提出があったときは、必要に応じて、調査を行うものとされている（13条）。

2 文書の存在及び所持について

本件文書③が存在し、これを相手方らが所持していることを認めるに足る疎明資料はない。これに対し、本件文書①及び②は、本件条例10条によって、経理責任者に調製、整理、保管が命じられている文書であるから、これらが存在し、相手方らが所持していると認められる。

3 本件文書①及び②が民訴法220条4号に該当するか

民訴法220条4号イないしホが規定する除外事由のうち、本件文書①及び②がイないしハ及びホに該当しないことは明らかである。そこで、同号ニの「専ら文書の所持者の利用に供するための文書」に該当するか否かを検討する。

- (1) ある文書が、その作成目的、記載内容、これを現在の所持者が所持するに至るまでの経緯などの事情から判断して、専ら内部の者の利用に供する目的で作成され、外部の者に開示することが予定されていない文書であって、開示されると個人のプライバシーが侵害されたり個人ないし団体の自由な意思形成が阻害されたりするなど、開示によってその文書の所持者の側に看過し難い不利益が生ずるおそれがあると認められる場合には、特段の事情がない限り、当該文書は民訴法220条4号ニ所定の「専ら文書の所持者の利用に供するための文書」に当たると解するの

が相当である（最高裁平成11年11月12日第二小法廷決定・民集53巻8号1787頁参照）。

(2) これを本件文書①及び②についてみると、次のとおりである。

ア 本件条例の上記定めからすると、各会派の経理責任者に対して会計帳簿及び領収書等を一定期間保管することを義務付けている趣旨は、政務調査費の支出に関する取扱いを透明なものとし、本件条例13条に基づき議長の調査権限を実効ならしめることにあると解することができ、議長が調査をする場合には、経理責任者に対して会計帳簿及び領収書等の提出を求めることが当然予定されているというべきである。

イ そうすると、本件文書①及び②は、会派の外部に提出することが予定されている文書である上、開示によってその文書の所持者の側に看過し難い不利益が生ずるおそれがあると認めるに足る証拠もないから、これらが「専ら文書の所持者の利用に供するための文書」に該当すると認めることはできない。

4 よって、本件各申立てのうち、相手方らに対する本件文書①及び②の各提出命令を求める部分を認容し、その余の部分を却下することとする。

平成18年1月23日

金沢地方裁判所第二部

裁判長裁判官 井 戸 謙 一

裁判官 富 上 智 子

裁判官 長 瀬 貴 志

平成17年（行ウ）第6号
政務調査費返還請求事件
原告
被告 金沢市長 山出 保



文書提出命令申立書

2005年11月25日

金沢地方裁判所 民事部 合議B係 御中

原告

原告は、民事訴訟法（以下「法」という。）219条及び221条に基づき、下記のとおり、文書提出命令の申立てをおこなう。

記

1 文書の表示

- ① 平成15年度政務調査費の『会議費』項目に該当する個々の支出が記載されている会計帳簿
- ② 平成15年度政務調査費の『会議費』項目に該当する個々の支出であることを証明する領収書等
- ③ 平成15年度政務調査費の『会議費』項目に該当する個々の支出が会議のための経費であることを疎明できる議事録等の文書

2 文書の趣旨

地方自治法100条第13項は、「条例の定めるところにより、」政務調査費を交付することができる」と定めているが、金沢市議会政務調査費

の交付に関する条例（以下「金沢市条例」という。）に基づいて規定された政務調査費使途基準表の『会議費』項目の例示には「食料費」も「食糧費」も記載されていない。

平成15年度政務調査費収支報告書の『会議費』項目の主な支出を記載する備考欄には、自由民主党金沢・市民会議は「食料費等」、かなざわ議員会は「食糧費等」と記載している。

すなわち、自由民主党金沢・市民会議は食料費等を、かなざわ議員会は食糧費等を政務調査費として支出している。これらは政務調査費使途基準に抵触する目的外支出であり、違法支出である。

ところで、「食料費等」及び「食糧費等」は個々の支出の総称であって、個々の違法支出実態については明らかになっていない。

そのため、原告は文書送付囑託をおこなったのであるが、自由民主党金沢・市民会議 及び かなざわ議員会は回答文書を提出しないだけでなく、その理由についても明らかにしていない。

上記1の文書は、平成15年度政務調査費収支報告書の『会議費』項目の主な支出である「食料費等」及び「食糧費等」の個々の支出について目的外支出の違法支出であることを確認するために必要な文書である。

3 文書の所持者

① 自由民主党金沢・市民会議の経理責任者 玉野 道

② かなざわ議員会の経理責任者 北 篤司

2会派とも 〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号 金沢市役所内

4 証明すべき事実

政務調査費は、「議員の調査研究に資するため」に条例が定めた使途基準どおり支出されなければならない。

金沢市条例9条に基づく政務調査費使途基準表に記載されていない「食料費等」及び「食糧費等」に該当する個々の支出内容は目的外支出であり、違法支出である。

上記1の平成15年度政務調査費収支報告書に記載されている「食料費等」及び「食糧費等」に該当する個々の支出が違法であること。

5 文書の提出義務の原因

上記1の文書は法220条第4号に該当する文書であるから、文書を所持する自由民主党金沢・市民会議 及び かなざわ議員会の各経理責任者は、その提出を拒むことはできない。

上記1の①及び②の文書は、金沢市条例10条第2項によって、「政務調査費に係る会計帳簿を調製し、及び領収書を整理するとともに、」「5年を経過する日まで保管しなければならない」ことと定められた文書である。

「政務調査費に係る会計帳簿」「及び領収書」は、政務調査費支出について疑義が生じた時に違法支出であるか否かを確認するために保管が義務付けられた文書であるので、「公務員の職務上の秘密に関する文書」には該当しない。

また、これらの文書は、「提出により公共の利益を害し、公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれがある」文書でもない。

以上

これは正本である。

平成 18 年 / 月 23 日

(庁名) 金沢地方裁判所第二部

裁判所書記官 江村 浩

